宗教的輸血拒否に関するガイドライン

京都岡本記念病院 輸血委員会

「宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告」に基づき輸血拒否者への対応の基本方針を策定したものである。

1. 輸血実施に関する基本方針

輸血治療が必要となる可能性がある患者について、18歳以上、15歳以上 18歳未満、 15歳未満の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理 した。

年齢区切りについては、18歳は児童福祉法第4条の「児童」の定義、15歳は民法第797条の代諾養子、民法第961条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

1) 当事者が 18 歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合

(なお、「医療に関する判断能力」は主治医を含めた複数の医師によって評価する)

(1)本院では無輸血治療を最後まで貫く「絶対的無輸血」は行わない。

最終的に必要な場合には輸血を行う「相対的無輸血」で対応する事を明示する。

当事者本人署名の「免責証明書」を医療側が受領することは契約上無輸血の請負とみなされるため、基本的にこれを受け取らない。

治療内容により無輸血で終了する事が可能な場合で、患者・医師が強く当院での治療を求める場合は当該科責任者(部長・副部長・医長)、麻酔科部長、倫理委員長、看護部長、事務長等の複数の医療従事者の意見を参考に最終的に院長が判断する。

(2)医療側は無輸血治療が難しいと判断した場合、医療側は、当事者に早めに転院を勧告する。

2) 当事者が18歳以上で意識障害などにより医療に関する判断能力がない人の場合

(1)当事者の輸血拒否の意思が判断能力を欠く以前の文章で確認できる場合 医療側が無輸血治療は難しいと判断した場合、その時点で在院する自己決定権代行者(代諾者)の決定に従う。

代諾者は、患者の親権者、配偶者、両親または成人の子ども等の親族とする。

- ①代諾者の同意が得られた場合 代諾者により輸血同意書を提出する。
- ②代諾者の同意が得られない場合 転院を勧告する。
- (2)当事者の文書による輸血拒否の意思を確認できない場合 家族あるいはその関係者の希望に関わらず輸血にかわり得る可能な限りの治療を 行うが、輸血以外に生命を救うことができない時は輸血を行う。

代諾者が不在の場合は当事者の意思確認はできないものとし、(2)に準じて対応する。 なお電話、ファックス、電子メールなどによる応答は代諾者の意思確認とはみなさない。

3) 当事者が 18 歳未満、または医療に関する判断能力がないとされる場合

- (1)当事者が 15 歳以上で医療に関する判断能力がある場合
- ①親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合 当事者は輸血同意書を提出する。
- ②親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合 医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。 親権者から輸血同意書を提出してもらう。
- ③親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合 18 歳以上に準ずる。
- (2)当事者が 15 歳未満、または 18 歳未満で医療に関する判断能力がないと判断される場合
 - ①親権者の双方(全員)が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、 最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むし る治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童 相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者 の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

②親権者の一部が輸血に同意し、拒否する親権者がいる場合 親権者の全員の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を 希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

2. 輸血療法とインフォームド・コンセント

厚生労働省は平成 17 年 9 月、「輸血療法の実施に関する指針」(改定版)及び「血液製剤の使用指針」(改定版)を通知し(平成 17 年 9 月 6 日付、薬食発第 0906002 号、医薬食品局長通知)、その中で医療関係者の責務として次のような内容を盛り込んだ。血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その了解(インフォームド・コンセント)を得るように努めなければならないことを記し、さらに輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衝量し、適応を決めることとした。輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図ることを明記している。さらに、説明と同意(インフォームド・コンセント)のところには、患者および/またはその家族が理解できる言葉で、輸血療法にかかわる以下の項目、すなわち

- (1) 輸血療法の必要性
- (2) 使用する血液製剤の種類と使用量

- (3) 輸血に伴うリスク
- (4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
- (5) 自己血輸血の選択肢
- (6) 感染症検査と検体保管
- (7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
- (8) その他、輸血療法の注意点

を十分説明し、同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく(電子カルテにおいては適切に記録を保管する)。輸血の同意が得られない場合、基本的に輸血をしてはならない。

2008年7月5日 2022年3月 改